

## サイバーセキュリティに関する協定書

国立大学法人信州大学、独立行政法人国立高等専門学校機構長野工業高等専門学校、長野県警察、公立大学法人公立諏訪東京理科大学、株式会社電算及びNTT 東日本株式会社長野支店(以下「加盟組織」という。)は、安全で安心なサイバー空間の実現を目指し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、加盟組織が連携及び協力して、サイバー空間における脅威に的確に対処するための取組を推進し、安全で安心なサイバー空間の実現を図ることを目的とする。

(連携及び協力)

第2条 加盟組織は、次に掲げる事項について、連携及び協力するものとする。

- (1) サイバー空間の脅威に関する情報の共有
- (2) サイバー空間の脅威への対処に関する技術的な交流
- (3) サイバー空間の脅威に対処できる人材の育成
- (4) サイバー空間における犯罪の被害防止に関する広報啓発
- (5) サイバーセキュリティに対する長野県民の意識向上
- (6) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために、加盟組織が必要と認めるサイバーセキュリティに関する事項

- 2 前項各号に掲げる事項の実施の可否及び当該事項の具体的な実施事項(以下「連携協力事業」という。)は、加盟組織が協議の上、決定し、必要に応じて覚書等の書面を取り交わすものとする。
- 3 連携協力事業を実施するため、提供又は共有する情報の内容及び当該情報の範囲、情報の提供又は共有の方法に関する事項は、それぞれの裁量により定めることができるものとする。

(情報等の取扱い)

第3条 連携協力事業を実施するために提供され、又はこの協定に基づき知り得た情報若しくは資料(以下「情報等」という。)は、それぞれが定める情報の取扱いに関する規程等に基づき、適切な管理を行うものとする。

- 2 前項の情報等の提供を受けた当事者(以下「提供先当事者」という。)は、当該情報等が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、情報等を提供した当事者(以下「提供元当事者」という。)の承諾を得ることなく第三者に開示若しくは公表し、又は連携協力事業以外の目的で使用してはならない。

- (1) 提供され、又は知り得た時以前に、提供先当事者が保有していたことを証明できる場合
- (2) 提供され、又は知り得た時以前に、公知となっている場合
- (3) 提供され、又は知り得た時以後に、提供先当事者の責めによらずに公知となった場合
- (4) 提供先当事者が正当な権限を有する第三者から適正に取得したことを証明できる場合

- 3 前2項に定めるもののほか、情報の取扱いに関し必要な事項は、加盟組織が協議して定める。

(知的財産の取扱い)

第4条 連携協力事業を実施することにより発生する知的財産の取扱いに関する事項は、その都度、加盟組織が協議の上、決定するものとする。

(有効期間等)

第5条 本協定は、協定締結の日から発効し、有効期間は3年間とする。ただし、その間の連携・協力内容の評価を行い、加盟組織の合意により更新することができる。

- 2 有効期間満了の時点で加盟組織から協定解除の申出がない場合は、本協定はさらに3年間更新されるものとし、以後も同様とする。

- 3 第3条の規定は、この協定の有効期間終了後も、なおその効力を有するものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めのない事項については、加盟組織が協議の上、決定するものとする。

- 2 この協定の内容に疑義が生じた場合は、その都度、加盟組織が協議するものとする。

附則

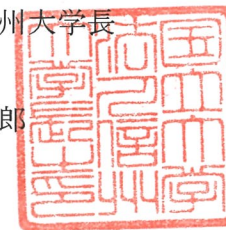
この協定は前協定が終了する令和7年6月13日にさかのぼって適用するものとする。

この協定の締結を証するため、協定書6通を作成し、加盟組織が押印の上、それぞれ1通を保管する。

令和8年6月1日

国立大学法人信州大学長

中村 宗一郎



公立大学法人公立諏訪東京理科大学理事長

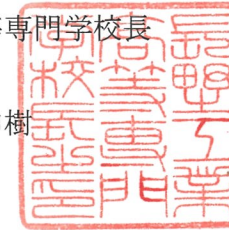
阿部 栄一



独立行政法人国立高等専門学校機構

長野工業高等専門学校長

早瀬 伸樹



株式会社電算代表取締役社長

轟 一太



長野県警察本部長

阿部 文彦



NTT 東日本株式会社長野支店長

喜内 久雄

